今こそ国鉄改革法との闘いを！

動労千葉 鉄建公団訴訟 解雇撤回・ＪＲ復帰の 高裁判決を求める 署名運動を広げて下さい

（討議資料）

東京地裁前で「解雇撤回」を訴える動労千葉の組合員ら（２０１２年６月２９日）

（発行）国鉄千葉動力車労働組合

不採用基準が不当労働行為であるならば清算事業団送りは無効
解雇は撤回され、ＪＲ職員の地位が認められなければならない

高裁で解雇撤回・JR復帰判決を

葉山岳夫（動労千葉顧問弁護団長）

高石さん、中村さんたち9名は、国鉄分割・民営化反対闘争のなかで解雇された1047名の解雇撤回、原職復帰闘争を動労千葉組合員として闘ってきました。

2004年12月、鉄道建設運輸機構を被告として提訴、7年6か月後の2012年6月29日、東京地裁白石裁判長の下した判決は、解雇撤回を認めない反動判決でありました。

しかし、その反面、以下のとおりその内容において画期的といえる判決でもありました。

不当労働行為を認定

第一に、ＪＲ東海会長（当時国鉄職員局次長）葛西敬之らが1987年2月2日ころに策定した不採用基準（判決では、本件名簿不記載基準）は、「動労千葉等分割民営化に反対する労働組合に属する職員を不当に差別する目的、動機の下に、本件名簿不記載を策定したと推認するのが相当である」として不採用基準を策定して採用候補者名簿に記載しなかったことについて不当労働行為だと認定したことであります。

ＪＲに法的責任を認めた

第二に、本件名簿不記載基準は、「ＪＲ東日本への採用妨害行為」というべきであり、ＪＲ東日本に採用されたはずだから定年までの賃金等全額を支払うべきだと観念する余地があることを認めたうえで、不法行為による損害賠償だからという不可解な理由で、3年間に限って、ＪＲに在職したであろう時の賃金と清算事業団の賃金との差額の損害を認めました。

これは、賃金のうえで原告をＪＲに在職したものとして扱ったことを意味します。

このことは、実質的に、ＪＲに法的責任があることを認めたことを意味します。

4党合意、2010年4・9政治和解は、いずれもＪＲに法的責任がないことを根本的前提としたものです。

白石判決は、司法の場でこれを覆したものといえます。動労千葉を中心に結成された国鉄闘争全国運動と裁判闘争とが結合して一定の勝利を勝ちとったものです。

しかし、不採用基準が不当労働行為であれば当然に不採用、清算事業団送りそのものが無効であり、少なくとも原状回復の大原則によって解雇は撤回され、ＪＲ職員の地位が認められなければなりません。

白石判決は、その結論を下しえませんでした。

控訴審では、国鉄闘争全国運動との連帯した闘いで鉄道建設運輸機構側の反撃を粉砕して解雇撤回、ＪＲ原職復帰闘争に勝利しなければなりません。いっそうの共闘、ご支援を訴えます。

東京地裁判決文（骨子）

1．原告らが、ＪＲの採用候補者名簿の原案に一旦記載されていたところ、設立委員会への名簿提出期限（87年2月7日）が迫った段階（87年1月末～2月初め）になって急遽、名簿不記載基準が策定されていること、策定時期が概ね改革労協側の国鉄当局に対する抗議の姿勢が最高潮に達した時期と概ね一致していること、名簿不記載基準の具体的な策定時期、国鉄内部での意思形成過程等の主要な策定経緯について、被告が何ら説得力のある主張、立証をしていないこと、国鉄の職制が分割・民営化に反対する労働組合を嫌悪し差別する発言をしていること等を総合勘案すれば、国鉄当局としては、一旦は原告を含む動労千葉組合員をも基本的には採用候補者名簿に記載する方向で動いていた（少なくとも、これを排除する明確な方針をとっていたものではなかった）にもかかわらず、改革労協側の姿勢に触発されるなどして、動労千葉等、分割・民営化に反対する労働組合に所属する職員を不当に差別する目的、動機の下に、名簿不記載基準を策定したと推認するのが相当である。

2．前記認定事実からすれば、本件名簿不記載基準が策定されなければ、原告らは採用候補者名簿に記載され、その結果、ＪＲ東日本に採用されたはずであるといいうるから、上記不法行為に基づく損害として、原告らがＪＲに採用されていたであろうことを前提にして経済的利益（逸失利益）を観念する余地があるということはできる。

3．しかしながら、……不法行為に基づく損害賠償請求権と、雇用契約関係の存続を前提としたいわゆるバックペイの請求権とは、もとよりその性質が異なるものであり、……上記不法行為の実質は、原告らに対する国鉄によるＪＲ東日本への採用妨害行為というべきであって、原告らが労働能力自体を喪失したわではなく、……上記不法行為と相当因果関係のある損害としては、原告らが他に再就職する可能性をも念頭に置いて、一般的、客観的見地から再就職するのに相当と考えられる合理的期間の賃金相当額のみを認めるのが相当であると解される。

動労千葉争議団座談会

解雇撤回まで闘い続ける

高石正博（動労千葉争議団長）
中村俊六郎（動労千葉争議団）
中村仁（動労千葉争議団）

動労千葉の鉄建公団訴訟で６月２９日、ＪＲ採用候補者名簿における不記載基準は不法行為であり不当労働行為であるとの地裁判決が出た。これについて動労千葉争議団の３人にその思いを語ってもらった。

●不当労働行為を認めさせた

中村仁　今度の判決で、ＪＲ採用を拒否された動労千葉の12人が当初は採用名簿に載っていたことが明らかになった。しかも、停職６カ月、２回以上という不採用基準自体が不当なものだったこと、「その基準が策定されなければ、ＪＲ東日本に採用された」と認めさせたことは大きな意味をもっていると思う。

高石　この判決の前までは、俺らはもともと採用名簿に載っていなかったと言われていた。だけども全然違ったわけだよね。理由もハッキリしてきた。鉄道労連（現在のＪＲ総連）と国鉄当局が一体で、俺たちをパージすることを決めた。初めて公の場に出た。

だけど、不当労働行為を認めたにもかかわらず解雇は仕方ないというかたちになっている。不当労働行為を認めたんだから、原職に戻すのが当たり前で、本当に不当な判決。ここを今後どうやっていくのかが新たな課題だと思う。

高石正博

中村俊　裏取引も含め、動労革マルと国鉄当局が一体で分割・民営化を強行し、動労千葉の組合員を名簿に記載しなかったことがはっきりした。動労千葉が言ったとおりに証明された、真実が明らかになってきたと思っています。解雇を撤回しないことは残念だけど、それなりの前進があったと感じています。

●ストへの不当処分だった

――名簿不記載の理由とされた２波の分割・民営化反対ストライキ当時について教えて下さい。

中村仁　私は、千葉運転区の運転士で、支部の青年部長でした。第１波ストで６カ月の停職処分を受けました。

高石　津田沼支部の書記次長をやっていた。津田沼支部は２波ともストに入っているから３カ月の停職処分を２回。ただ、はっきりした処分の理由はないよ。

１９７５年のスト権ストでは、あれだけのストをやったのに処分されたのは動労千葉では関川委員長だけだよ（笑）。だけど分割・民営化反対ストでは、スト実施の権限をもっていない現場の役員も、役職が付く人間はみんな処分された。ストを決めた大会で発言したことが指導責任とか言われるけど、俺なんか会計監査員だったから発言もできない。もともと不当な処分なんだよね。

中村俊　ストを決めた大会のときは本部の交渉担当の特別執行委員をやっていた。それで６カ月の処分を受けた。２波ストでは勝浦支部で副支部長としてストを指導したということで３カ月の処分。

中村仁　停職処分を受けていることが不採用の理由だと言われていたけど、実際に公の場で説明され

たことはなかった。なんでクビを切られたのかすら説明されていないんです。その実態が初めて表に出されたわけですが、その実態は、数日前まで名簿に記載されていたにも係わらず、葛西の指示で外されたという驚くべきものだった。

●JR総連の裏切りも明らかに

――JR総連が動労千葉や国労の不採用を要求したことが公式の場で事実として認定されたわけですね。

高石　鉄道労連（現JR総連）が不採用にしろと当局に要求し、当局がそれに従った。労働者が労働者のクビを切るなんて絶対にやっちゃいけないことだよ。ところが

中村俊六郎

中村仁

JR総連はそれを平気でやった。動労千葉が全員採用されたら、自分たちがやった裏切りが何のためのものだったのか説明がつかなくなる。だからやったんだね。そういう連中がいまだに組合を牛耳って、今回の外注化のように組合員を平気で売り渡している。

●労働組合として当たり前に

高石　俺たちは昔から筋を通してやっているだけなんですよ。労働者が解雇されたら解雇撤回で闘うのは当たり前。外注化で職場を奪われることに反対するのは当たり前。労働組合として当たり前のことしかやっていない。ただまわりがやらなくなった。そういう中で30年近く地道に闘ってきたことが今回の裁判の中にも少しずつ反映してきていると思う。

中村俊　動労千葉の闘いは、解雇された人だけの運動ではなくて、現場の組合員が一生懸命に解雇撤回の運動もやっている。労働組合としてやるべきことを日頃から当たり前のようにやって、当局と対峙してきたからこそ今がある。裁判だけでは勝てない。そこが国労などとはやっぱり違う。

中村仁　国労では闘争団と現場組合員の開きが埋められなかった。そうすると、闘争団の存在が本体には重荷になっちゃう。本当に国鉄分割・民営化に立ち向かって闘っていたのかというと、そうではなかった。

中村俊　国労闘争団もみんな人生をかけて国鉄分割・民営化攻撃に立ち向かっていたわけです。それをやらせなかった国労の指導部が間違っているんですよ。動労千葉はそこが違う。

――一時は1047連絡会という形で被解雇者の団結が実現したにもかかわらず、動労千葉争議団の排除を発端として一昨年の政治和解に行きつき、4者4団体も解散、国労闘争団も全動労争議団も解散となりました。

●原則を貫けば必ず勝てる

高石　ようするに筋を通したら政治解決はないと読んだんだよね。ある日、突如として1047連絡会の統一要求から不当労働行為の追及や解雇撤回を降ろしたいと言ってきたんです。だから、動労千葉としては方針が違うからダメだという話をしたんですよ。

それっきりです。1047連絡会は解散したわけでもないのに会議すら開かれなくなった。それで、動労千葉が勝手に出ていった、動労千葉は永久闘争主義者だという意図的な宣伝だけがされた。

国労闘争団だって全体がそうなっていたわけでもないのに走り始めた。それからは早かった。20年以上もやっていたものが3～4年で終わった。

永久闘争主義とか言うけど、動

原職復帰を要求、清算事業団闘争
（１９８８年　千葉労働委員会）

労千葉も28名の公労法解雇事件では和解している。違うのは解雇の二文字を消させたことです。解雇撤回が和解交渉の大前提だってことを譲らなかった。国労は真逆で、敵の側から解雇撤回要求を下ろさなければ政治解決の話にはのらないと言われてそれを呑んだ。

動労千葉は当たり前の原則を守ったから今回の判決をかちとった。彼らはそれを下ろしたから、ここまでの判決をとれなかった。

●本気で解雇撤回を闘ってきた

中村俊　4者4団体は何もかもを中途半端な形で終わりにしちゃった。裁判も政治和解も全部そうです。本気で解雇撤回を求めていたのかが問われる。１０４７連絡会もそうです。はじめは立場の違う者たちが解雇撤回の一点で一致した。これが原点で、動労千葉もそのためにやりましょうと一致した。でも都合が悪くなると排除。それで逆に悪宣伝。許せないと言いたくなりますよ。

高石　解雇撤回を下ろしても金が取れれば成果だと言うけど、俺たちは違う。労働者としての誇りを失うようなことはできない。

中村仁　国鉄分割・民営化に反対したことを理由に解雇されたんだから、それを撤回させる。動労千葉は全体としてそのことをやってきた。それが、支えになってきた。

組合本部で専従やったり、外で働いたり、それぞれだけれども、動労千葉としてまとまってやってきたことが今の闘争を支えている。国労の１０４７名の闘いは、現場と闘争団との距離があったんじゃないかなと思う。

●闘う意識がある人は全国に

――25年間の変わらない思い、また新たな思いを。

中村仁　１０４７名闘争を通して全国の人たちとつき合ってきた。自分だけ助かればいいという労働組合の腐った幹部たちの姿勢が、いまの労働者の現実を生んでいると思う。若い人たちに対して、非正規が当たり前の職場にしてしまったことを痛切に感じる。だからこそ解雇撤回をかちとることで意識を変えたい。

高石　全国を回って感じるのは、やっぱり組合の指導部の問題だよね。自治体でも外注化で現業部門をどんどん切り捨てている。だけど現場の人たちは闘う意思を持っている。全国にはそういう職場がいっぱいある。保育園や病院の廃止、ようするにＪＲの外注化と同じ。自治体本体から切り離してそこで働く労働者は転籍になる。現場は必死に闘っている。だけど上は意も介さず進めていく。

闘う意識がある人は全国にいる。労働者は腐っちゃいない。なんとかしようと思っている人はいっぱいいるわけだよ。それと俺たちがどう関わってどう手をつないで闘いができるのか。これからの勝負だと思っている。

中村俊　動労千葉の方針は、その時代、その時代、間違ったことを言ってこなかった。結果として、それがよく分かってきて、本当に労働組合、労働者として闘ってきてよかったなと思っていますね。

若い人は本当に働く場がない。ほとんど非正規雇用ですよね。若い人の悩みも聞きます。一年勤めたらすぐクビになっちゃうとか。「労働組合もつくらず会社の言いなりでは、一つも突破できないよ」という話もするけど、「そんなこと簡単には」って話になる。総評の時は地区労があった。いまはそんなの全然ない。労働組合が足腰が強くならないといけないと思う。動労千葉みたいにできれば一番いいけど。

●次は解雇撤回の判決をとる

――再度、１０４７名解雇撤回闘争のアピールを

中村仁　「ＪＲに採用されていた

といいうる」と認めさせたことはすごく大きい。だけど、不当労働行為は認めても解雇撤回はないというのは、逆の意味で大きなインパクトがある。判決は諸刃の剣みたいな部分もある。不当労働行為だけど、原職復帰ではなく金を払えばいいんだとみえなくもない。

この現実をちゃんとした目線で見られるように闘わなければならない。それは、解雇撤回・ＪＲ復帰しかないんだという闘いを全国に広げていくことですね。

高石　労働法の改悪もそういう方向で行っている。裁判で使用者側が負けても金を払えば済むという方向。先取りなんですよ。これがまかりとおったら、使用者側は労働者を勝手に首切りができる。

だけど、その一方で、国鉄改革法を打ち破れる展望も見えてきた。あの判決が認定した事実からすればＪＲ復帰以外の結論が出てくるはずがないんです。ＪＲには責任がないなんて全部ウソだった。原職復帰まで俺たちは闘わなければいけない。これからの方がもっと重要な闘いだと思う。

中村俊　動労千葉は、筋とおして終始一貫、解雇撤回でやってきた。25年間やってきたことはすごい中身がある。それを物販などをとおして訴えていく中で全国運動を広げていきたい。

高石　解雇撤回が目的で俺たちはやってきた。それがないと解決にならない。「解雇撤回」の４文字が欲しいな。

中村仁　１０４７名闘争は動労千葉の大切な闘いだし、解雇撤回をちゃんと認めさせることは外注化の問題と同じだよ。労働者へのいろんな攻撃をひっくりかえすのが１０４７名解雇撤回闘争。

高石　解雇を撤回させることが一番重要だと思う。30年近く闘ってきて、まだ闘うわけだから、曖昧な結論で終わりにすることは絶対にできない。それでは今まで応援してくれた人にも、後の世代の人たちにもお返しができない。応援されたことに報いなければならない。だから、なんか残したい、と思うんだよね。

継続中のＪＲ雇用問題無視するメディアには「教室」の審判の時

高嶋伸欣

かつて、共産党独裁のソビエト連邦が崩壊した要因の一つは、情報操作が不可能になり、国内外の実情が国民に知れ渡ってしまったことだった。独裁下の共産党機関紙『プラウダ』は、紙面最下段のベタ記事から読めと、言われていた。

ベタ記事にこそ重い意味と情報が秘められているという点では、今の日本の新聞もかわりない。6月30日付の『毎日新聞』（東京本社）夕刊、第二社会面下段の記事もそれだ。旧国鉄分割・民営化の際、千葉動力車労働組合員をＪＲの採用候補者名簿に記載していたのに対立セクトの入れ知恵で、不当に差別する目的の採用基準を新設して排除したのは不法行為である、との判決が東京地裁で出されたと伝えた。

国鉄民営化とＪＲ各社への分割に反対した労働組合員の再雇用を拒否したＪＲ採用問題は、25年間続いている。主力組合だった国鉄労働組合（国労）は、民主党政権発足後の２０１０年に政治和解を受け入れ、数人の離脱・訴訟継続者を除き、闘争を終結させた。そのため、この問題は、終了したかの観が一般には広がっている。

さらに、国策による労働組合潰しのための解雇には、あくまで抵抗するとの意思を堅持している千葉動労組合員も、裁判闘争を継続している。ＪＲ採用問題では、03年の最高裁判決で、ＪＲに再雇用の法的な責任はないとされた。司法が組合解体という国策を優先して、労働者の権利保障が二の次にされたケースだ。

そのような最高裁判決の下でも、組合員たちは、再雇用拒否の責任追及をやめていない。その取り組みで得たのが、今回の6月29日、東京地裁民事11部（白石哲裁判長）判決だ。

同判決は、名簿からの９人削除を組合差別による不法行為だ、としている。最高裁が不当な判断をしたものを、個別事案ごとに検証することで、下級審が違法性を明確にさせられつつある。東京高裁は、最高裁の判例に拘束された判断を示すのか、違法性をさらに明示するのか、見識が問われる。

その高裁の審理の際に、当事者以外のマスコミや一般市民・労働者の関心が集中するかどうか。それには、マスコミの報道が必須の条件だ。

組合員を解雇に追い込んだ違法な組合差別と認定しても、解雇を無効と言えない下級審判決の不条理さは、子どもでもわかる。その司法の不条理を質すのは主権者国民の世論であり、世論を支えるのがジャーナリズムの役割だ。

来年４月から使用される高校「日本史Ａ（近現代史）」教科書には、「戦後政治の総決算」を標榜する中曽根内閣の下で、労使協調路線の「連合」と労働者の権利維持を図る「全労連」とが発足した、と明記された。ＪＲ再雇用問題は終わっているとの風潮の中で、『毎日』以外はこの判決を報道していない。ベタ記事で若者は日本の現実を学ぶ。ここでもまた「記者は教科書に学べ！」と言わねばならない。ことは人数の大小やセクトの問題ではない。

たかしまのぶよし・琉球大学名誉教授。

週刊金曜日２０１２・７・13（９０３号）

1047名の解雇撤回・JR復帰へ もう一歩 壁を突き破りたい

田中康宏（動労千葉委員長）

裁判所が不当労働行為を明確に認めた

私は、今回の判決を「画期的な反動判決だ」と言ってます。

この判決は、これまでの4者4団体の判決を乗り越えて、不採用基準そのものが不当な目的・動機に基づいて策定されたものであることを認定し、動労千葉の組合員を採用候補者名簿から外したことを不法行為としました。「（9名は）採用候補者名簿に記載され、JR東日本に採用されていたはずであるといいうる」とはっきり認めたのです。それなのに、わずかばかりの慰謝料と3年分の賃金差額という金銭に抑え込んだ。

この背景には、「一旦全員解雇―選別新規採用」という国鉄改革法の仕組みを維持しようとする政治的意図が貫かれている。その意味では超反動判決ですね。しかし、矛盾に満ちた判決です。この判決では改革法はすで破綻しています。そこまでは追い込んだ。25年もかかってしまいましたが、解雇撤回・JR復帰まで本当にあと一歩のところまで来た。

■改革法の壁を突き破りたい

国鉄分割・民営化の過程で吹き荒れた国家的不当労働行為、その象徴が採用差別です。わずか5～6年の間に20万人もの国鉄労働者が職場を追われ、200人が自殺に追い込まれ、最後は7千人以上が採用差別でクビを切られた。

もっと怒りが込み上げてくるのは、この25年、同じような問答無用の解雇や権利破壊が社会全体に吹き荒れたことです。格差や貧困が社会に蔓延し、労働者の権利は地に落ちた。未来を奪われ、生きていく希望すら奪われている。そのすべてが国鉄分割・民営化から始まったと言っても過言ではない。それを考えると、今もふざけるなという気持ちが何よりも強い。だから、改革法の壁を絶対に突き破って、解雇撤回・JR復帰をかちとるぞという決意です。

■判決でかちとった前進

これまでの判決では、北海道や九州については、採用差別で解雇された大半が国労組合員だったことについて不当な差別があったことを認めていました。だけど、差別がなかったとしても全員が採用候補者名簿に記載されていたとは限らないというひどい論理で、〈期待権〉が侵害されたことへの慰謝料だけという結論でした。

一方、本州の場合はJR発足時の定員を大幅に割り込んだ中での採用差別だった。そこで、「停職6カ月、または停職2回以上」という不採用基準がつくられ、これ

に基づいて選別された。動労千葉の被解雇者は全員これに該当するわけですが、この基準は「合理的」と判断されて全部斥けられてきたわけです。

今回の判決は、ここをひっくり返した。「（基準は）動労千葉等、分割・民営化に反対する労働組合に所属する職員を不当に差別する目的、動機の下に、名簿不記載基準を策定したと推認するのが相当である」「本件の名簿不記載基準が策定されなければ、原告ら（動労千葉の組合員）は、採用候補者名簿に記載され、その結果、ＪＲ東日本に採用されたはずであるといいうるから、原告らがＪＲに採用されていたことを前提にして経済的利益（逸失利益）を観念する余地がある」と明記したわけです。それなのに、解雇を撤回しない。だから、あらゆる力を結集してあと一歩をこじ開けたいと思っています。

闘い続けることを選択した路線的勝利

国鉄が、ＪＲの設立委員会に採用候補者名簿を提出したのは１９８７年２月７日です。今回の裁判では、本州で不採用にされた75人は少なくとも１月末か２月冒頭までは名簿に記載されていたことを具体的に暴き出した。

おそらく２月２日から６日の間に名簿から外された。その指示を出したのが葛西職員局次長、現在のＪＲ東海の会長です。それを要求したのは、今のＪＲ総連、当時の改革労協だった。そこまで明らかにさせ、事実として認定された。

激しい組合つぶし、不当労働行為の結果、本州では予想をはるかに上回る労働者が自ら職場を去り、民営化の直前には「定員割れ」に陥る中、国鉄当局は全員採用せざるを得ないという判断をした。これにかみついたのが改革労協だった。「国鉄改革に汗を流さなかった者がＪＲに採用されるなど許せない」「採用で区別しろ」と当局に対して異様に迫った。それまでの蜜月関係はたちまち険悪になり、２月２日に開かれた鉄道労連結成大会では、それまで欠かさず行なわれていた国鉄当局の来賓が拒否される事態になります。そこであげられたのが「国鉄改革に反対した者をクビにしろ」という特別決議です。

不採用基準はこの過程で策定され、75人が外されたわけです。あれから25年を経て、初めてこうした真実が暴き出され、認定された。

国鉄改革法は、採用の基準を示すのはＪＲ設立委員会、それに基づいて名簿を作成するのは国鉄、そしてその名簿から誰を採用するかを決める権限をもつのはＪＲ設立委員会と、権限を形式に分けることで、差別・選別採用を可能とし、しかもその責任はＪＲには及ばない仕組みを作ったわけです。今回暴きだした事実は、改革法の枠組みそのものを揺るがす意味をもっていると考えています。

■4・9政治解決と運動的前進

また、運動的にも大きな意味をもつ判決です。２年前、４者４団体は４・９政治解決で闘いの旗を降ろしました。僕らはこの状況をのり越えて闘い続けることができるのか、重大な決断を迫られた。「国鉄闘争の火を消すな」と必死の思いで呼びかけた結果、全国から予想を越えた本当に多くの支援

の力を得ることができて、国鉄闘争全国運動を立ち上げたわけですが、やはりそれまでと比べたら圧倒的に不利な条件の中からの出発だったと思います。

にもかかわらず4者4団体のレベルを確実にのり越えることができた。その意味で、この判決は、国鉄分割・民営化の過程で起きたこと、その後に労働者を襲った現実を曖昧（あいまい）にはできないという思いで闘いの旗を降ろさず、闘い続ける道を選択したことによる成果だと思っています。だから私は、まだほんの一歩に過ぎませんが路線的勝利だと言っています。

国鉄分割・民営化をあいまいにしない

労働者が戦後最悪の無権利状態に突き落とされ、労働運動の屈服は限度を越えています。私は、労働運動の変革という課題を抜きにいろいろ語っても何一つ解決がつかないと思っています。

労働運動の際限のない後退は、国鉄分割・民営化から始まったことです。中曽根は公然と言った。「国労をつぶせば、総評・社会党がつぶれる」と。現実にそうなっています。国鉄分割・民営化は労働者と労働運動に激甚な影響をもたらしました。だからこそ、この問題を今も絶対に曖昧にしちゃいけない。それをもう一度再確認する必要があると思っています。

■闘いを継続してきた

動労千葉は国鉄分割・民営化攻撃に対し、40人の解雇者を出しながらストライキで闘った。大変な闘いでした。動労千葉のような小さな組合がストに立ったところで、国鉄分割・民営化が止められるわけがないと、さんざん言われた。

だけど、あの嵐の中で闘いの方針を明確に出さなかったら組合員の団結は全部バラバラにされていた。あの過程で団結を崩さなかったのは動労千葉だけでした。確かに民営化は止めることができなかったけれど、僕らだけが団結を守ってJRに乗り込むことができた。だから、今も闘いが継続できているんです。

分割・民営化から3年後、清算事業団からの2度目の解雇をめぐっても、国労が社会党などを通じて闘争終結・スト中止に動く中で、われわれは、このままではすべてが葬り去られてしまうと思い、前倒しでストに突っ込んだ。後で2千万円もの損害賠償攻撃をかけられましたが、その意味では、1047名闘争は僕らの力でつくりだした闘いなんだと思っています。

分割・民営化反対第２波スト
（１９８６年２月　津田沼）

■労働者全体の闘い

1047名の解雇者が闘いの道を選んだ。闘いは1047名解雇撤回闘争という戦後最大の争議となって継続されたのです。しかも、全国の無数の労働者が、ここが打ち砕かれたら、日本の労働者階級全体が打ち砕かれることになると考え、ナショナルセンターの枠を越えて結集する画期的な闘いとなって発展した。1047名闘争はそういう位置を持って今日まで来ました。2年前の政治解決の時に「本当にこれでいいのか」と考えたのも、その問題だった。

労働運動だから、政治解決や和解はいくらでもある。だけど、この和解は、その結果、国労が連合路線に転落していくことがはっきりしている和解です。労働運動がより後退し、労働者がより困難にさらされることもはっきりしていた。そんな和解は、絶対に間違っている、と僕は思った。

力及ばずして負けることはいくらでもある。だけど、その時でも、

最低、次の闘いの展望をつかむ負け方をしなきゃいけない。労働運動の復権を目指さない限りこのひどい現実は変えられない。国鉄分割・民営化を曖昧にしてはならない、そう考えて必死に闘い抜いてきた結果が今度の判決で、ここまでは来ました。

外注化阻止と一体で労働運動の復権へ

国鉄分割・民営化はそれだけでは終わらなかった。職場で始まったのは、より激しい新自由主義的労働政策の貫徹だった。２０００年前後から鉄道業務を数百の会社にバラバラに外注化し、労働者ごと突き落としていく攻撃が始まったわけです。まさに〈第２の民営化攻撃〉です。東労組も国労もこの攻撃に屈していきました。だけど、現場で闘わないで解雇撤回闘争が成り立つはずがない。われわれは、この攻撃と真正面から闘い抜こうと決意しました。

外注化反対のスト（２０１２年８月　京葉車両センター）

動労千葉が組織しているのは車両の検査・修繕部門です。保線や電力、信号・通信、駅、車掌などの外注化がどんどん進められ、孤立無援の状態です。だけど、12年間、少なくとも千葉の検査・修繕部門では外注化に手を着けさせないできました。

激しい組織破壊攻撃が加えられました。業務委託推進協定を締結しないからという理由で、動労千葉の組合員だけ定年後の再雇用制度から排除していく攻撃をめぐる組織攻防戦、業務外し、相次ぐ不当配転。当初は脱退者も出しながら、全組合員で徹底的に議論しました。〈外注化とはいったい何なのか。これで膨大な非正規労働者が生みだされる。国鉄分割・民営化がこうやって貫徹され、労働者が突き落とされていくことを認めていいのか〉と。

しかし、どんな攻撃を受けようが外注化だけは認められないと、組合員全体が一致したことによって、東労組や国労も含めて職場全体が外注化絶対反対になった。そして、闘いのたびに、平成採の青年や国労の組合員が動労千葉に加入してくる状況が生まれ、外注化を止めることができたわけです。

■この流れを変えるために

国鉄分割・民営化以降、１千万人以上の労働者が非正規に突き落とされました。しかもその非正規化攻撃が、「仕方のないこと」「労働組合の闘いの課題にすることは無理だ」と言われ、やられ放題で来たわけです。むしろ労働組合は、「パートナーシップ路線」とか「よりよい民営化」だとか言って、その攻撃の手先に転落していった。

私は、労働組合がそういう新自由主義的な労働政策に現実的に立ち向かえることを示せなければ、労働運動の復権は空論に過ぎなくなると考えました。動労千葉は12年、外注化を止めることができた。現場の怒りの声を結集すれば対抗する力をもつことができることを証明できたと考えています。

８月28日には、検修職場の労働者60人で外注化とそれに伴う強制出向の差し止めを求める仮処分を東京地裁に起こしました。

この外注化・強制出向差し止め訴訟と、１０４７名解雇撤回をめぐる６・29地裁判決を、今度こそ高裁で解雇撤回・ＪＲ復帰までもう一歩突き破っていく闘い。この二つの裁判闘争を武器にして、職場からの闘いと全国の労働者の怒りの声を結合して、国鉄分割・民営化に決着をつけたい。

小さくとも、労働運動復権に向けた火花になるような闘いを実現したいと思っています。

私たちも訴えます

国鉄1047名解雇撤回の実現を

不当労働行為を償わせる

鎌倉孝夫（埼玉大学名誉教授）

6・29鉄建公団訴訟の東京地裁判決は、不当労働行為との認識を示しながら、解雇撤回には応じないという、認識と実行行為を切り離す不当な判決である。

「分かっていますが実行はできません」ということを突きつけたものといえよう。これによってJR当局には何の痛みも負担もない。

問題は、この認識をいかに実行させるかである。

これはいうまでもないが、裁判闘争によって前進を図るとともに、職場の闘いを軸としたJR当局に対する闘いにこそ勝負がかかっている。

不当労働行為に対しこれを許さず謝罪させ、償わせることは、全労働者の人権と生活擁護に関わる闘いであるとの認識を確立し、広め、独占体と国家の支配を打ち破る闘いを前進させよう。

闘う労働組合の創出を

手嶋浩一（元国鉄労働組合九州本部書記長）

司法の反動化が叫ばれて久しいが、裁判所がここまで腐り切ったのかと6・29動労千葉判決に驚くとともに、満腔の怒りと憤りを禁じえません。

裁判所の反動化と腐敗ぶりを覆い隠すために、道化師のように、裁判員裁判なる制度を演じて見せ、国民を欺き騙し続けています。

憲法は、権力の暴走を食い止め、制止するためにあり、裁判所は、その権力を監視し糾弾するために存在するものです。

しかし、今や裁判所は、憲法をも蹂躙（国鉄改革法）し、権力の前に頭を垂れて屈服し、隷従していると言っても過言ではありません。断じて許せるものではありません。

この事態の変革は、動労千葉のように、闘う労働組合が連帯し、燎原の火のごとく、闘う労働組合を全国に創出していくしかありません。

大きな勝利への第一歩

清野和彦（元福島県教組委員長）

25年にわたる闘いの現時点において、「国鉄当局による不当労働行為による解雇」であるという判断を導き出したことは、大きな勝利への第一歩であると思います。これまでの苦闘となお闘い続ける勇気と果敢さに敬意を表しま

す。

国鉄分割・民営化以降の労働運動の停滞、新自由主義政策の推進のもとで、非正規労働者の異常な増加と民営化の推進は、今日の世界的な経済危機のもとでの消費税10％への引き上げとともに、多くの労働者にとって、「倒れるか」それとも「立って闘うか」を迫るものとなってきつつあります。

民主党・野田政権は、フクシマ東電第一原発事故「収束」宣言をし、「私の責任で」と大飯原発の再稼働をさせました。いま福島は、みんな「生きる」ことで懸命です。

そのために、第一に、いまだに誰も責任をとっていない東電原発事故の責任追及として、東電、政府関係者、推進加担者の刑事告発・告訴の福島1324人に続く全国1万人の参加を進める。

第二に、子どもたちのためにを中心とした「共同福島診療所」（仮称）の建設、運営の取り組みを進めていきます。

日本は、希望をもって人間が生きていく社会ではなくなりました。根本からの変革しかありません。そのためにも、動労千葉や動労水戸のように労働組合が、労働者が組織された力を発揮しなければなりません。時代がそれを要請しています。

ともにがんばりましょう。10・1検修業務外注化阻止闘争の勝利を！　国鉄1047名の解雇撤回の実現を！　反原発闘争の強化を！

解雇撤回まで共に闘う

中村吉政（全国金属機械労働組合港合同副委員長）

動労千葉鉄建公団訴訟6・29東京地裁判決は、1047名解雇について、司法権力に初めて具体的かつ明確に不当労働行為を認定させた。

1047名の国鉄労働者が受けた事実上の指名解雇が不当労働行為だったことを裁判所に認めさせたのである。

これまで数々の国家的不当労働行為を認定した労働委員会命令と現場の闘いに対して常に裁判所が立ちはだかってきた。一昨年の政治和解に与せず国労闘争団、動労千葉争議団が執念をもって闘いを堅持してきた成果である。

この闘いの成果を押し広げ、真に解雇を撤回させる事が、分社化や子会社化・外注化で利益を追求し、非正規職の拡大で労働条件を後退させるJR体制＝新自由主義に風穴を開け、闘う労働運動を復権させていく道である。

私たち港合同は、闘う仲間が1047名解雇撤回、国鉄闘争の勝利を手にするまで断固として共に闘う決意です。

権利侵害との闘いとして

高英男（全日建運輸連帯労組関西地区生コン支部副委員長）

6・29東京地裁判決が判決において、採用候補者名簿に記載しなかったことを「不法行為」として不当労働行為を認定したことは、4者4団体の判決を上回る内容です。

しかし、不当労働行為を認定しながら「解雇」は既成事実と言わんばかりに解雇撤回をしない判決は、明らかな不当判決です。

この判決で明らかになっているのは、現在の司法・労働委員会が反動化し、公平であるべき司法・労働委員会も「1％側の階級」であるということです。

このような判決を覆すためには、99％側の闘いの高揚が求められているのです。

それは、職場の闘いを基点とした全国からの数多くの現場闘争を私たちの武器として対峙することなのです。

国鉄全国運動が労働者の権利侵害闘争を基礎として「1047名解雇撤回」を掲げた闘いを続ける事、それを私たち全日建運輸連帯労組関西生コン支部は最後まで支援連帯しともに闘う決意です。

解雇撤回・ＪＲ復帰をかけて
国鉄改革法と闘ってきた25年

国鉄分割・民営化（１９８７年４月１日）でＪＲに採用された国鉄労働者は約20万人。80年代初頭には約40万人の職員がいたことを考えれば実に20万人の労働者が職場から追い出されました。

最終的にＪＲへの「雇用」を拒否されて７６２８人が国鉄清算事業団に送られ、さらに３年後の90年４月１日、３年間の雇用対策期限切れで１０４７名が再び解雇されました。

国鉄労働者２人に１人を解雇する稀代の攻撃を合法化した法律が国鉄改革法でした。〈国鉄と新会社であるＪＲは別法人〉という理屈で、新会社の職員は、国鉄職員を全員解雇して、その中から選別新規採用するという仕組みをつくったのです。

国家的不当労働行為は当初から明白でした。選別雇用で国鉄労働組合（国労）、全国鉄動力車労働組合（全動労）、国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）の組合員を排除したのです。

国鉄の解雇撤回闘争にとって、国鉄改革法との対決は最大の課題でした。

【国鉄改革法23条とは】ＪＲ各社が国鉄職員を採用するにあたって、（１）ＪＲの設立委員（当時の国鉄総裁ら）が、国鉄に労働条件や採用基準を提示して募集する、（２）国鉄が希望者の中から採用候補者を選定し、作成した名簿を設立委員に提出する、（３）ＪＲは名簿の中から採用する――などを定めている。

国鉄とＪＲは実質的に同一

国労、全動労、動労千葉は、「ＪＲが採用時に所属組合で差別する不当労働行為を行った」として全国の地方労働委員会で救済を申し立てました。動労千葉は地労委に先立ちＪＲを相手に雇用関係存在確認訴訟を起こしました。

ＪＲは「国鉄の法人格を承継しているのは国鉄清算事業団であり、国鉄とＪＲは別法人」「改革法23条は、国鉄の権限と責任で名簿を作成するとしており、ＪＲがこの名簿に載っていない者を採用するのは不可能であり、ＪＲには責任がない」と主張。ＪＲは労働委員会の審問を拒否しました。

国鉄が分割・民営化された87年４月１日０時の瞬間も各地で列車は動いていました。国鉄とは別法人のＪＲに切り替わったから無関係というのは無理があります。ＪＲ設立委員には当時の国鉄総裁も加わっていました。

各地の地方労働委員会は、国鉄とＪＲは実質的に同一であり、不当労働行為の責任はＪＲにあるとして、対象者全員を分割・民営化当日にさかのぼって採用する旨の救済命令を出しました。

98年５・28反動判決

しかし、ＪＲは救済命令の受け入れを拒否し、中央労働委員会に持ち込みました。中労委は、北海道事件について、国鉄は設立委員会の補助機関であり、ＪＲに不当労働行為の責任があると判断し、ＪＲ北海道とＪＲ貨物について公正に選考し直すよう救済命令を出したのです。

ＪＲは、東京地裁に中労委命令

の取り消しを求めて行政訴訟を起こし、国労や動労千葉もＪＲへの採用を求めて反訴しました。

98年5月28日、北海道・九州の採用差別事件について東京地裁は、救済命令を全面的に取り下げる反動判決を出しました。不当労働行為があったとしても国鉄とＪＲは別法人であり、ＪＲは責任を負わない、という理由でした。

03年12月の最高裁判決は、ＪＲの不当労働行為責任を断罪した17の地方労働委員会命令・中央労働委員会命令を取り消しました。しかし、判決ではＪＲの法的責任をめぐり5人の裁判官の意見が分かれ、3対2の多数決というギリギリの判決でした。

「国鉄闘争の火を消すな」の訴えでスタートした国鉄闘争の新たな全国運動（２０１０年6月１３日）

鉄建公団訴訟の開始

98年5月の地裁判決以後、国労内外で和解策動が強まりました。２０００年に入ると、国労本部は「ＪＲに法的責任なし」の大会決定と引き替えに解決金などについて検討するという4党合意を4度の大会で紛糾した末、01年1月の大会で受諾しました。

これに対し、4党合意に反対する国労闘争団は、「闘う闘争団」を形成し、02年1月、日本鉄道建設公団（国鉄清算事業団を承継、さらに現在は鉄道建設・運輸施設整備支援機構に承継）を相手に訴訟を起こしました。動労千葉争議団、全動労争議団も提訴し、共同歩調で新たな闘いが始まったのです（全動労は損害賠償のみ）。

この訴訟は、国鉄が採用候補者名簿の作成の際に行った組合差別・選別行為を明らかにし、清算事業団による解雇の撤回と雇用関係を認めさせてＪＲ復帰の足がかりをつかみとる裁判でした。

05年9月15日、東京地裁で国労闘争団事件の判決が出されました。その内容は、北海道・九州での採用差別について不当労働行為の一部を認めながら、清算事業団による解雇は有効であり、組合差別がなかったとしても原告ら全員が地元ＪＲに採用されたとはいえないとして、1人あたり５００万円の慰謝料の支払いを命じるものでした。

さらに、「停職6カ月又は2回以上の処分を受けている者」という「不採用基準」を適用された本州ＪＲ3社の採用差別については「基準は合理的」として請求を全面的に却下したのです。

「解雇撤回」なき政治和解

この判決を機に、運動は解雇撤回なき「政治解決」に急速にのめり込んでいきます。国労・動労千葉・全動労3争議団でつくられた１０４７連絡会の「統一要求」からも「解雇撤回」を取り下げたいとの提起が突如出され、動労千葉を排除して4者4団体（国労・全動労や支援組織など）が結成され、２０１１年4月9日に政治和解が成立しました。その内容は謝罪も雇用もない金銭解決でした。

原則貫きつかんだ6・29判決

動労千葉や一部の国労闘争団員は闘争を継続し、１０４７名闘争に心を寄せてきた多くの人びとの「国鉄闘争の火を消すな」の訴えから、国鉄闘争の新たな全国運動もスタートしました。

そして２０１２年6月29日、動労千葉の鉄建公団訴訟において東京地裁は「名簿不記載基準は不法行為・不当労働行為」とする判決を出したのです。

【写真】①②国鉄分割・民営化反対のストライキ（1985 年　津田沼）、③ 1047 名解雇撤回を掲げ春闘スト（1993 年　銚子）、④動労千葉の解雇者、⑤ 1047 名解雇撤回集会（2006 年 4 月 4 日　日比谷野音）

〒２６０－００１７ 千葉市中央区要町２－８ＤＣ会館
（電　話） ０４３（２２２）７２０７
（ＦＡＸ） ０４３（２２４）７１９７
（ホームページ） http://www.doro-chiba.org/